

福島県行財政改革推進本部会議 次第

日 時 令和2年7月22日（水）

午前10:00～

場 所 北庁舎2階 災害対策本部会議室

1 開 会

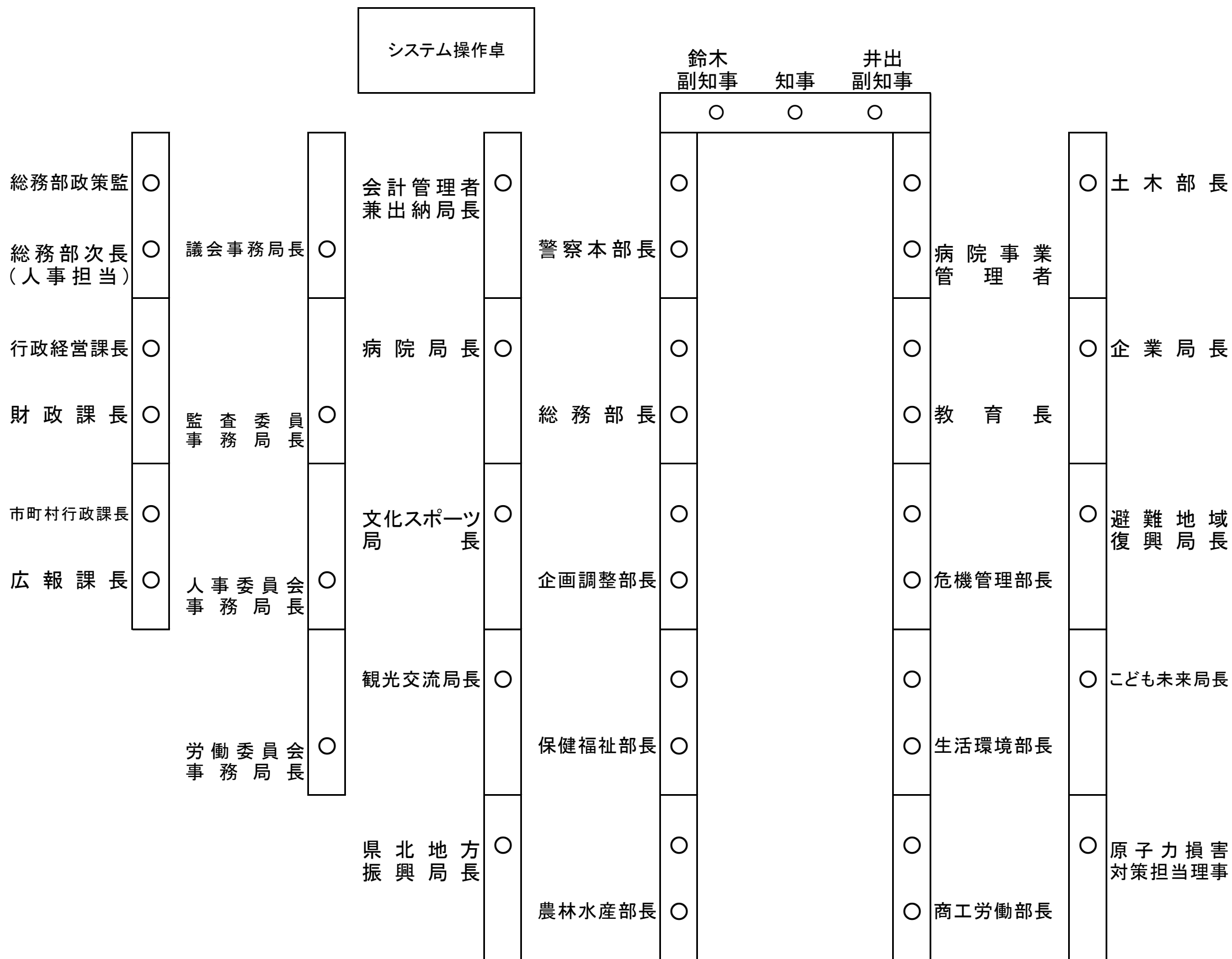
2 議 題

- (1) 復興・創生に向けた行財政運営方針に基づく令和元年度の主な取組状況（案）について
- (2) 復興・再生に向けた行財政運営方針及び復興・創生に向けた行財政運営方針に基づく取組状況の総括（案）について
- (3) 復興・創生に向けた行財政運営方針の見直しについて

3 閉 会

福島県行財政改革推進本部会議 席次

日時: 令和2年7月22日(水)午前10:00～
場所: 北庁舎2階 災害対策本部会議室



入口

9面マルチディスプレイ

入口

システム機器類
(TV会議装置等)

うつくしま行財政改革大綱

(平成18年度～22年度)

平成23年3月11日
東日本大震災発生

『復興・再生に向けた行財政運営方針』

(平成24年10月策定)

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

1 自主財源の確保

県有財産の活用

6.9億円

(未利用財産処分、広告事業等)

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

県有財産活用	件数	金額
未利用財産処分等	16	542百万円
広告事業	12	35百万円
貸付事業等	4	112百万円

2 国からの復興財源確保

国からの復興財源確保

- ・震災復興特別交付税 **946億円**(R2当初予算額)
- ・福島再生加速化交付金 **791億円**(R2当初予算額)

国からの財源措置として、震災復興特別交付税が通常分とは別枠で確保されるとともに、本県独自の福島再生加速化交付金が継続して措置されました。

3 原子力損害賠償金の確保

原子力損害賠償金の請求

- ・一般会計 **15億円**
 - ・公営企業会計 **9億円**
- (R元年度請求額)

令和元年度中に新たにとりまとめた損害について、東京電力に賠償を請求しました。

4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出面からの徹底した精査

歳入の確保

10億円

(事務事業の見直し)
基金や県債の活用、内部管理経費の節減や事務事業の見直し等を行うことなどにより歳入の確保に努めました。

＜主な取組＞

「復興・創生分」	(R2当初予算ベース)
原子力災害等復興基金の活用	373億円
「通常分」	
事務事業の抜本的な見直し等	10億円
県債の更なる活用	66億円

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

1 復興・創生を着実に推進するための体制整備

組織体制の強化

・福島イノベーション・コースト構想推進室の廃止及び福島イノベーション・コースト構想推進課の新設

様々な行政運営上の課題等に迅速かつ的確に対応していくため、組織改正等を行いました。

2 復興・創生に向けた人員の確保

必要な人員の確保

- ・他県等応援職員103名
- ・民間企業等派遣職員8名

令和2年4月1日現在

令和2年度に向け正規職員や任期付職員の採用に加え、他県等応援職員や国の独立行政法人等からの派遣職員の受入れなど、必要な人員の確保に努めました。

3 復興・創生を担う人材の育成

職員研修の充実

- ・新採用職員サポート職員 **224名**
- ・会計事務職員研修 **946名**
- ・メンタルヘルス研修 **1,598名**

新採用職員の相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置する「新採用職員サポート制度」や会計事務職員の資力向上に向けた研修会、メンタルヘルスケアに関する研修会等を実施しました。(R元配属・受講職員数)

4 多様な主体との協働の推進

専門的知識を持った人材の活用

- ・Jヴィレッジ復興サポーター
- ・福島県クリエイティブディレクター
- ・地域産業復興・創生アドバイザー等

外部専門家等をアドバイザーに委嘱するなど専門的知識を有する人材の活用を図りました。

平成29年10月、運営方針が5年の対象期間を迎えることから、取組を総括し、運営方針を見直した。

『復興・創生に向けた行財政運営方針』

対象期間：復興・創生期間の
終期である令和2年度末

◎ 以下の4つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

市町村との協議等

39回

(3人4脚)

(R元市町村訪問協議)

原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を図るため、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました。

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

県職員の派遣

- ・県職員44名派遣 (R2県職員の市町村等派遣数)
- ・県任期付職員28名派遣 (R2 県任期付職員の市町村派遣数)

市町村等からの派遣要請により県職員を派遣するとともに、県任期付職員の公募・選考を行い、被災市町村へ派遣しました。

3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化

復興公営住宅の整備

4,767戸

(R2.3.31現在 完成戸数)

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、復興公営住宅の整備を進めました。(計画戸数 4,890戸)

4 市町村の財政運営に対する支援

復興財源の確保

- ・震災復興特別交付税 **462億円**(R元市町村分)
- ・復興交付金 **113億円**(R2 国当初予算)

令和元年度震災復興特別交付税の算定のほか、市町村の復興財源の確保を図るため、財政支援について国に対して強く要望しました。

視点1 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

視点2 復興を加速させる執行体制の強化

視点3 復興を進める市町村との連携強化

視点4 復興に向けた効果的な情報発信

《視点4》復興に向けた効果的な情報発信

1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信

統一性のある情報発信

「ふくしま復興のあゆみ」、 「復興・再生のあゆみ」 の発行 (計3回)

復興の状況をまとめた「ふくしま復興のあゆみ」等を定期的に更新し、各種イベントでの掲示や配布、県ホームページでの公表などを行いました。

避難者への情報発信

ふくしまの今が分かる新聞

(年6回、34,000世帯、
県外自主避難2,000世帯)

避難者に対してふるさとの復興情報の提供を随時行い、ふるさとの絆を維持するとともに、きめ細かな情報発信に努めました。

2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信

県公式イメージポスター等の作成

来て、吞んで、味わって、 住んで、ふくしま

県クリエイティブディレクター監修のもと、5種類の県公式イメージポスターと12種類の市町村版「来て」ポスターを作成し、本県に思いを寄せる企業や自治体等に幅広く届出いただきました。

3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

モニタリング検査結果公表

- ・農林水産物モニタリング件数 **15,760点**
- ・米の全量全袋検査 **940万点**

米を含む農林水産物等の放射性物質モニタリング検査結果を、県が運営する専用WEB「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」で提供しました。

復興・創生に向けた行財政運営方針

視点1 財源と財政健全性の確保

- 1 自主財源の確保
- 2 国からの復興財源確保
- 3 原子力損害賠償金の確保
- 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出面からの徹底した精査

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○あらゆる手段により、歳入確保に努めた。復興・創生のための財源を国に求め、所要の財源を確保した。東京電力に原子力損害賠償金を請求し、一部支払いを受けた。</p> <p>○事務事業を検証し、効果的・効率的な執行を徹底し、財政健全性の確保に努めた。</p>	<p>○復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題に対応するため、復興・創生期間後も長期的・安定的な財源確保が必要。</p> <p>○中長期的な取組が不可欠となる多様な財政需要が生じているが、一般財源総額確保は予断を許さない状況。</p>	<p>■国からの復興財源の確保 引き続き国に対して必要な財源の確保を強く求めていく。</p> <p>■歳入・歳出面からの徹底した精査 徹底した歳出の精査に努めるとともに、県債・基金の活用等により歳入確保を図る。</p>

視点2 執行体制の強化

- 1 復興・創生を着実に進めるための体制整備
- 2 復興・創生に向けた人員の確保
- 3 復興・創生を担う人材の育成
- 4 多様な主体との協働の推進

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○直面する課題に迅速かつ確に対応するため、部局や課室の新設など必要な組織改正等を実施。</p> <p>○復興・創生に必要な人員を、正規職員や任期付職員の採用、他県や国等の職員の受入れなど、多様な方策により確保。</p>	<p>○福島イノベーション・コースト構想の実現や風評・風化対策への全庁的な対応が必要。</p> <p>○事業の進捗や中長期的な行政需要等を踏まえ、引き続き必要な人員の確保と様々な手法による執行体制の強化が必要。</p>	<p>■復興・創生の実現に向けた業務執行体制の整備 変化する行政課題に、全庁的かつ部局横断的に迅速かつ柔軟に対応する。短期的・長期的な行政需要のバランスを考慮した組織体制の整備に加え、多様な主体との協働や外部人材の活用等を推進する。</p>

視点3 市町村との連携強化

- 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携
- 2 市町村の行政運営に対する人的支援等
- 3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化
- 4 市町村の財政運営に対する支援

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○長期避難者の生活拠点の形成、広域連携や職員確保などに連携して取り組んだ。職員派遣等の人的支援やハード整備等の事業執行への支援に幅広く対応した。</p> <p>○国へ財源確保を様々な機会で見届けた。市町村と連携して原子力損害賠償を請求。</p>	<p>○被災市町村は単独で解決できない課題を引き続き抱えており、増大する業務に対して職員が不足している。</p> <p>○復興・創生期間はもとより、同期間終了後も財源不足が懸念される。将来にわたる財政の健全性の確保が必要。</p>	<p>■課題解決に向けた連携と人的支援 被災市町村と一層の連携を図り、継続して職員の確保に取り組んでいく。</p> <p>■復興財源の確保と健全な財政運営 国に市町村の負担極小化に向けて財源確保を求め、財政健全性への助言等を行う。</p>

視点4 効果的な情報発信等

- 1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信
- 2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信
- 3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

《視点4》復興に向けた効果的な情報発信等

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○全庁一体となった取組により、農林水産物や観光客入込数などは様々な成果が現れている。</p> <p>○一方、一部の農林水産物や教育旅行などは震災前の水準に達しておらず、風評・風化の問題は根強い状況。</p>	<p>○ブランド力向上や信頼される産地・魅力ある観光コンテンツづくり等が必要。</p> <p>○国内外に最新の現状と魅力を発信するとともに、福島への認識をアップデートしてもらうための対策が不可欠。</p>	<p>■風評払拭・風化防止に向けて粘り強い取組の継続が必要</p> <p>①積極的なチャレンジの継続、②「アップデート」と「ビジット」の更なる推進、③共感・共働による信頼関係の構築、の3つの方針により対策を強化する。</p>

その他の取組 働き方改革等

- 1 業務効率化に向けた働き方改革
- 2 継続的な行財政改革への取組

《その他の取組》

取組の総括	主な課題	取組の方向性
<p>○福島県職員働き方改革基本方針を決定し、働き方の見直しに向けた取組を実施。</p> <p>○個別の行財政改革の課題について、それぞれの計画に基づいて継続的に取り組んだ。</p>	<p>○職員が安心して効率的に業務に臨める環境を整備することが必要。</p> <p>○復興・創生に重点を置く中でも、個別の行財政改革の課題は継続的な取組が必要。</p>	<p>■職員の働き方改革のさらなる推進 職員の意識の見直し、職場環境の整備、働く場所や時間の多様化等を図る。</p> <p>■行財政改革の継続した取組 各計画に基づく適切な進捗管理が必要。</p>

「復興・創生に向けた行財政運営方針」の見直しについて

I 運営方針策定の経緯等

- 本県の行財政改革については、昭和60年以降、数次にわたり「行財政改革大綱（以下「行革大綱」という。）」等を策定し、その計画に基づき実施
- 平成22年度中には、平成23年度を始期とする行革大綱の策定を進めていたが、東日本大震災の発生により、完成直前で策定作業が中断（未施行）
- 平成24年10月に「復興・再生に向けた行財政運営方針」（H24～H28）、平成29年10月に「復興・創生に向けた行財政運営方針」（H29～R2）をそれぞれ策定
- 現在の「復興・創生に向けた行財政運営方針」の対象期間が令和2年度末で終期を迎えることから、見直し等の対応が必要

II 社会情勢の変化と課題認識

1 社会情勢の変化

- これまでの復興・創生業務の進展に加え、働き方改革の取組など、行財政運営に関わる大きな状況変化が発生
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会構造や世の中の考え方・働き方が急激に変化

2 課題認識

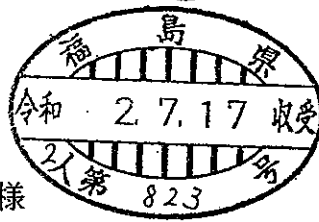
- 現在の運営方針は、震災発生から10年目を迎えた現在の状況を反映しきれていない、進行管理が困難などの課題を抱えている。
- 新型コロナウイルス感染症について、終息時期が見通せないことに加え、今後の社会経済に与える影響の大きさ等についても不透明であることから、今後の行財政運営の在り方についても、現時点で見込むことが困難

III 見直しの方向性

《方向性(案)》

- 当面は、現在の運営方針の期間を1年間延長して対応することとし、上記Ⅱを踏まえながら、令和3年9月に県議会に提案予定の「次期総合計画」の内容と連動させる形で、新たな計画の策定を検討する。

- (理由)・ 新計画策定において、県の最上位計画である「総合計画」との連動は必須であり、次期総合計画の方向性、内容等を踏まえながら、検討していく必要がある。
- ・ まさに現在進行形で、新型コロナウイルス感染症が県民生活等に影響を及ぼしている状況であり、今後、その影響や社会の変革状況等を十分に見定めた上で、計画に反映させる必要がある。



福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県行財政改革推進委員会
会長 今野 順夫



行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・創生に向けた行財政運営方針」の取組状況については、当委員会での助言等を踏まえ、復興・創生の着実な推進に向け、財源の確保、執行体制の強化、市町村との連携強化、効果的な情報発信など積極的な取組を進めており、適当であると評価できます。

また、同運営方針の見直しについては、「次期総合計画」の内容や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえながら検討していく必要があるため、現在の運営方針の期間を1年間延長することに異議はありません。

なお、復興・創生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 復興・創生の着実な推進と多様な行政需要への対応のため、必要となる財源について引き続き国に強く働き掛け、十分な予算を確保するとともに、適切な予算執行に努めることが求められる。
- 2 復興・創生業務等を適切に執行するため、引き続き必要な人員の確保と人材の育成に取り組むとともに、外部人材の効果的な活用を進めるほか、アウトソーシングの推進に当たっては、必要性や効果などを適切に見極めながら、実施していくことが求められる。
- 3 市町村によって復興の進捗状況が異なることから、地域の要望に基づき、避難12市町村の広域連携や市町村間の連携について、積極的かつ具体的な議論の牽引役を務めることが求められる。
- 4 原子力発電所事故に伴う風評の払拭、風化の防止及び認識のアップデートに向けて、福島県の魅力や安全・安心に関する情報等を、国内外に効果的かつ積極的に発信していくことが求められる。
- 5 公務能率の向上等に向けて、ペーパーレス化や在宅勤務等のICTを活用した環境の整備に努めるとともに、円滑な業務の遂行等に向けた業務や情報の見える化・共有化が求められる。
- 6 現運営方針の見直しに当たっては、これまでの取組状況を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症による影響等を把握、整理した上で、各種事業の目標や成果等を明確にしなが、次期総合計画と連動して検討を進めることが求められる。